

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号

株式会社 TYK

(登記上社名 東京窯業株式会社)

取締役社長 牛 込 伸 隆

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成26年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区高輪三丁目13番3号 SHINAGAWA GOOS 1F ガーデンシティ品川 アネモネ |
| 3. 目的事項 報告事項 | 1. 第95期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役および退任監査役に対して退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.tyk.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀の経済・金融政策等による円安効果・株高を背景に輸出企業を中心に業績が改善するなかで、欧州経済の停滞、新興国経済の減速など景気下振れリスク、消費税増税による個人消費への影響も懸念され、依然として先行き不透明な状態が続いております。

一方、当社グループの主要取引先であります国内鉄鋼業界におきましても、年間粗鋼生産量は前年度比3.9%増の1億1,151万トンと微増となりました。

このような状況下、当社グループは品質第一の考え方のもとで売上増強と収益向上に全力で取り組んでまいりましたが、当連結会計年度は、円安基調の継続により当社グループの主力である鉄鋼メーカー向け耐火煉瓦の輸出売上が順調に推移したことにより、連結売上高は196億64百万円（前期比10.0%増）となりました。

また利益面では、グループ全体を挙げて徹底した原価削減を行ってきた結果、営業利益は9億76百万円（前期比115.1%増）、円高修正が進行したことによる為替差益の発生等から、経常利益は15億39百万円（前期比55.3%増）となり、当期純利益は8億80百万円（前期比45.2%増）となりました。

当事業年度の単体業績につきましては、売上高156億22百万円（前期比9.7%増）、営業利益は3億76百万円（前期比68.6%増）、経常利益7億31百万円（前期比18.5%増）、当期純利益は4億23百万円（前期比11.8%増）となりました。

なお、セグメントの概況は以下のとおりであります。

[日本]

国内の売上高は136億8百万円（前期比1.9%増）となりました。また、営業利益は8億37百万円（前期比88.9%増）となりました。

[北米]

北米の売上高は24億67百万円（前期比36.4%増）となりました。また、営業利益は4百万円（前期は営業損失45百万円）となりました。

[ヨーロッパ]

ヨーロッパの売上高は22億94百万円（前期比42.7%増）となりました。また、営業利益は2億9百万円（前期比242.9%増）となりました。

[アジア]

アジアの売上高は6億29百万円（前期比22.0%増）となりました。また、営業利益は1億27百万円（前期比10.4%増）となりました。

[その他]

その他の売上高は6億65百万円（前期比12.1%増）となりました。また、営業利益は1億41百万円（前期比59.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、当連結会計年度に耐火物関連事業の生産設備の更新ならびに合理化のための投資を中心として全体で8億57百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、欧州経済の景気の下振れや東欧諸国間の緊張、新興国の景気減速、輸入原料の高止まりなど国内経済全般の動向は極めて不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況のもとで、鉄鋼業界はやや持ち直したものの、今後も引き続き激しい価格競争と品質競争が続き、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況であると考えられます。

したがって、当社グループといたしましては、さらに一層の品質向上と売上増加、そしてコスト削減をグループ全体で徹底するなど、体質強化に努めてまいります。また、環境保全、資源リサイクルなどの新規分野に従来にも増して積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞこの上とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | | 第 92 期 平成22年度 | 第 93 期 平成23年度 | 第 94 期 平成24年度 | 第 95 期 (当連結会計年度) 平成25年度 |
|------------|-----|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 | 百万円 | 19,317 | 19,467 | 17,876 | 19,664 |
| 経 常 利 益 | 百万円 | 969 | 1,602 | 991 | 1,539 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 | 675 | 906 | 606 | 880 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 | 15.03 | 20.18 | 13.56 | 19.73 |
| 総 資 産 | 百万円 | 31,951 | 31,559 | 32,254 | 33,982 |
| 純 資 産 | 百万円 | 22,034 | 22,745 | 23,534 | 24,452 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 437.63 | 453.26 | 475.45 | 494.91 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期純利益は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | | 第 92 期 平成22年度 | 第 93 期 平成23年度 | 第 94 期 平成24年度 | 第95期(当期) 平成25年度 |
|------------|-----|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高 | 百万円 | 15,764 | 15,933 | 14,236 | 15,622 |
| 経 常 利 益 | 百万円 | 1,096 | 1,040 | 617 | 731 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 | 493 | 67 | 378 | 423 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 | 10.99 | 1.49 | 8.45 | 9.48 |
| 総 資 産 | 百万円 | 24,244 | 23,854 | 24,326 | 25,587 |
| 純 資 産 | 百万円 | 15,997 | 15,832 | 16,440 | 16,824 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 355.89 | 352.31 | 368.34 | 376.97 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期純利益は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------|------------|----------------|-------------------|
| 株式会社ユーセラミック | 50百万円 | 100.0% | 耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売 |
| 株式会社水野セラミックス | 16 | 96.5 | 耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売 |
| 豊栄興業株式会社 | 60 | 100.0 (6.1) | 窯業機械器具の製造及び販売 |
| 明智セラミックス株式会社 | 485 | 36.0 (0.2) | 耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売 |
| T Y K ア メ リ カ I N C . | 23,500千米ドル | 99.9 (36.1) | 耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売 |

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の所有割合を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

| 事業 | 主要製品 |
|---------|-------------------------------|
| 耐火物関連事業 | 耐火煉瓦、不定形耐火物、黒鉛坩堝、ニューセラミックス等 |
| その他事業 | 環境関連製品、窯業機械器具、建築、運輸、スポーツ施設運営他 |

(8) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都

本部 岐阜県

営業所 営業本部・営業開発本部（岐阜県）、室蘭営業所（北海道）、
千葉営業所、京浜営業所（神奈川県）、名古屋営業所（愛知県）、
大阪営業所、福山営業所（広島県）、九州営業所（福岡県）

工場 大畑工場及び赤坂工場（岐阜県）

研究所 機能材料研究所及び環境材料研究所（岐阜県）

② 主要な子会社

株式会社ユーセラミック（岐阜県）

株式会社水野セラミックス（愛知県）

豊栄興業株式会社（岐阜県）

明智セラミックス株式会社（岐阜県）

TYKアメリカINC.（米国ペンシルバニア州）

(9) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 816名 | 1名減 |

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 339名 | 6名増 | 40.3歳 | 14.3年 |

(10) 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,200百万円 |
| 株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行 | 400百万円 |
| 株 式 会 社 十 六 銀 行 | 397百万円 |
| 株 式 会 社 山 口 銀 行 | 350百万円 |
| 株 式 会 社 愛 知 銀 行 | 300百万円 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
181,908,000株
- (2) 発行済株式の総数
45,477,000株（うち自己株式845,680株）
- (3) 株主数
2,998名
- (4) 大株主（上位10位）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|------------|-------|
| JFEスチール株式会社 | 5,871,529株 | 13.1% |
| 大同特殊鋼株式会社 | 5,225,140 | 11.7 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,216,401 | 4.9 |
| 株式会社十六銀行 | 2,166,050 | 4.8 |
| 株式会社大垣共立銀行 | 2,164,136 | 4.8 |
| 株式会社愛知銀行 | 1,850,000 | 4.1 |
| 株式会社日本製鋼所 | 1,350,627 | 3.0 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4 | 1,237,000 | 2.7 |
| 株式会社山口銀行 | 1,099,610 | 2.4 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 1,000,696 | 2.2 |

（注）持株比率は自己株式(845,680株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対し職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

| 地位及び担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|-----------------|------|--|
| 代表取締役会長 | 牛込進 | 多治見商工会議所 会頭 明智セラミックス株式会社 代表取締役会長 株式会社ユーセラミック 代表取締役会長 株式会社水野セラミックス 代表取締役会長 豊栄興業株式会社 代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 牛込伸隆 | 明智セラミックス株式会社 代表取締役社長 TYKアメリカINC. 代表取締役会長 株式会社ユーセラミック 代表取締役社長 株式会社水野セラミックス 代表取締役社長 豊栄興業株式会社 代表取締役社長 |
| 常務取締役 技術管理部長 | 田辺治良 | |
| 取締役 | 小澤正俊 | 大同特殊鋼株式会社 代表取締役会長 |
| 取締役 | 細川昌彦 | 中部大学中部高等学術研究所特任教授 |
| 取締役 特別顧問 | 牛込力夫 | 東京モーレックス増埜株式会社 代表取締役会長 |
| 取締役 管理本部長 | 伊藤武 | |
| 常勤監査役 | 瀬戸徹 | |
| 監査役 | 中坪修一 | 大同特殊鋼株式会社 代表取締役副社長 |
| 監査役 | 横田集一 | |

注1. 取締役小澤正俊氏、細川昌彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 常勤監査役瀬戸徹氏、監査役中坪修一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------|------------|---------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 7名 (2) | 74百万円 (7) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2) | 11百万円 (9) |
| 合 計 (うち社外役員) | 10名 (4) | 85百万円 (16) |

注1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 昭和57年6月30日開催の第63回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億2,000万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人としての給与は含まない）とご承認頂いております。

平成13年6月28日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額2,400万円以内とご承認頂いております。

3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額16百万円（取締役7名に対し15百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）、監査役3名に対し0百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））。

(3) 社外役員の主な活動状況

社外取締役 小澤正俊氏

同氏は大同特殊鋼株式会社の代表取締役会長であります。当社は大同特殊鋼株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中2回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外取締役 細川昌彦氏

同氏は中部大学中部高等学術研究所特任教授であります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中1回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外監査役 瀬戸徹氏

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会6回中6回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外監査役 中坪修一氏

同氏は大同特殊鋼株式会社の代表取締役副社長であります。当社は大同特殊鋼株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中2回、監査役会6回中5回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令の定める限度までであります。

(5) 独立役員についての記載

当社は、社外取締役細川昌彦氏、社外監査役瀬戸徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 25百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

注1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、監査役と綿密な連携をとりつつ、解任または不再任の決定を行う方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針

当社は、「TYKグループ社員行動基準」に基づき、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規及び東京証券取引所が定める上場ルールを遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため内部統制システムを構築し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点からその継続的改善に努めます。

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを目的として、当社のコンプライアンス・ポリシーである「TYKグループ社員行動基準」を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図っております。
- ② コンプライアンス委員会は社員相談窓口を通じ、内部通報制度を活用し法令及び定款を遵守し、尊重する意識の醸成を図っております。

(2) 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行にかかる情報については、「稟議規定」、「報告書規定」及び「文書管理規定」に基づいて記録、保存、管理することとしております。

(3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 「リスク管理規定」を定め、同規定に従ってリスク管理体制を構築しております。
- ② 各事業部門の責任者は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、その状況を代表取締役社長に報告しております。

(4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 取締役の職務執行については、「組織規定」、「職制規定」、「業務分掌規定」において、業務上の組織、責任、権限を明確にしており、効率的な職務執行が行われる体制をとっております。
- ② 平成10年9月より執行役員制度を導入し、より効率的な職務執行が行える体制をとっております。

(5) 「会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 「TYKグループ社員行動基準」に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築とコンプライアンス・ポリシーの浸透に努めております。

- ② 関連事業室は子会社管理の担当部署として、「グループ関連会社管理規定」に基づき、子会社の状況に応じて適切な管理を行っております。
- ③ 子会社に対しては、毎月定例的に各社の責任者から親会社の代表取締役社長に対して業務執行状況を報告する義務を課しているほか、管理部門を中心として構成される監査チームにより年間スケジュールに従い、定期的監査が実施され、その結果が監査報告会において報告される体制をとっております。また、この報告を通じて、業務上及びコンプライアンス上の課題、問題点の把握とそれへの対処を行っております。
- (6) 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」
現時点では、監査役を補助すべき使用人は配置しておりませんが、今後、必要に応じて同使用人を置くこととします。また、この場合同使用人の任命、解任、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- (7) 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、役員または従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に都度報告しております。
- ② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制をとっております。
- ③ 定期的に監査報告会を開催し、代表取締役及び取締役との意見交換を行っております。また、監査法人等との連携を図り、適切な意思疎通によって効果的な監査業務の遂行を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、資本市場のルールに則り、かかる買付行為を全て否定するものではありませんが、このような株式の大規模買付の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等も少なくありません。当社は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。このような者による大規模買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

当社は「仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げる」ことを社是とし、独創的な技術による新しい価値創造を通じて社会の発展に貢献していくことを経営の基本方針として、安定的な収益の創出と持続的な発展を目指してきました。

その実現のため、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施しつつ、効率性を追求した経営の実現に取り組んでまいりました。また、内部監査体制の整備、コンプライアンス委員会等の設置により、ガバナンス機能の強化にも意をもちつつ、グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目指して事業展開を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、株式の大規模買付行為に関する対応策を導入しております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をされるために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保または向上を目的としています。

当社は、特定の株主グループ議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株式の買付行為またはこれに類するような行為あるいはその提案がなされる場合を適用対象とします。大規模買付ルールにおいては、これらの大規模買付行為を行う者に対して意向表明書や大規模買付情報等の提出を求めることとし、この大規模買付ルールが遵守されない場合、あるいは当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合には、当社取締役会は、独立した第三者機関である、特別委員会の助言を受け、また必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

④上記方針が基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記方針の目的は、大規模買付行為が企業価値・株主価値を高めるものであるのか、株主の皆様がご判断されるための情報を確実に入手できる手段と判断のための時間を確保することです。最終的な判断は、株主の皆様にあります。当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合を除き、原則としてルールが遵守されている限り当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものではありません。

以上のとおり、上記方針は、企業価値・株主価値の適正な判断に資するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、有効期間の満了前であっても、①株主総会において基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により基本方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることとなります。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| (資 産 の 部) | 百万円 | (負 債 の 部) | 百万円 |
| 流 動 資 産 | 19,119 | 流 動 負 債 | 7,288 |
| 現 金 及 び 預 金 | 6,312 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 1,531 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 6,563 | 短 期 借 入 金 | 4,344 |
| 製 品 及 び 外 注 品 | 2,810 | 未 払 法 人 税 等 | 390 |
| 仕 掛 品 | 1,262 | 賞 与 引 当 金 | 333 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 1,818 | そ の 他 | 688 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 258 | 固 定 負 債 | 2,241 |
| そ の 他 | 111 | 繰 延 税 金 負 債 | 227 |
| 貸 倒 引 当 金 | △18 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 1,289 |
| 固 定 資 産 | 14,863 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 662 |
| 有 形 固 定 資 産 | 8,777 | そ の 他 | 62 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 2,254 | 負 債 合 計 | 9,530 |
| 窯 炉、機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,484 | (純 資 産 の 部) | |
| 土 地 | 4,794 | 株 主 資 本 | 21,245 |
| 建 設 仮 勘 定 | 33 | 資 本 金 | 2,398 |
| そ の 他 | 211 | 資 本 剰 余 金 | 2,462 |
| 無 形 固 定 資 産 | 59 | 利 益 剰 余 金 | 16,547 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 30 | 自 己 株 式 | △162 |
| そ の 他 | 28 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 842 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 6,026 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 879 |
| 投 資 有 価 証 券 | 5,781 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 1 |
| 長 期 貸 付 金 | 10 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △37 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 96 | 少 数 株 主 持 分 | 2,364 |
| そ の 他 | 224 | 純 資 産 合 計 | 24,452 |
| 貸 倒 引 当 金 | △86 | 負 債 純 資 産 合 計 | 33,982 |
| 資 産 合 計 | 33,982 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------|-----|--------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売上高 | | 19,664 |
| 売上原価 | | 15,319 |
| 売上総利益 | | 4,344 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,367 |
| 営業利益 | | 976 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4 | |
| 受取配当金 | 101 | |
| 為替差益 | 349 | |
| 不動産賃貸料 | 77 | |
| その他 | 70 | 604 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 26 | |
| その他 | 16 | 42 |
| 経常利益 | | 1,539 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 14 | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 負ののれん発生益 | 3 | 19 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産廃棄損 | 115 | |
| 固定資産売却損 | 3 | |
| 投資有価証券評価損 | 1 | |
| 減損損 | 9 | |
| その他 | 0 | 130 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,427 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 540 | |
| 法人税等調整額 | △55 | 484 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 943 |
| 少数株主利益 | | 62 |
| 当期純利益 | | 880 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 2,398 | 2,462 | 15,756 | △162 | 20,454 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △89 | | △89 |
| 当 期 純 利 益 | | | 880 | | 880 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | 791 | △0 | 790 |
| 当 期 末 残 高 | 2,398 | 2,462 | 16,547 | △162 | 21,245 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|---------------|------------------|------------------------------|-------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 定 調 整 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 832 | △2 | △63 | 766 | 2,313 | 23,534 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △89 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 880 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額) | 47 | 3 | 25 | 75 | 50 | 126 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 47 | 3 | 25 | 75 | 50 | 917 |
| 当 期 末 残 高 | 879 | 1 | △37 | 842 | 2,364 | 24,452 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社
主要な連結子会社の名称 ㈱ユーセラミック
㈱水野セラミックス
豊栄興業㈱
明智セラミックス㈱
T Y KアメリカINC.
青島東窯陶瓷有限公司
- (2) 非連結子会社の名称 ㈱T Y K情報サービス
東進食品㈱
(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社 なし
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社
㈱T Y K情報サービス
東進食品㈱
持分法を適用していない関連会社
㈱アイ・ビー・エス
(持分法を適用しない理由) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち青島東窯陶瓷有限公司の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては青島東窯陶瓷有限公司の事業年度にかかる計算書類を使用しております。なお、同社の事業年度末日以後、連結会計年度末日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①製品、外注品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

②原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法、海外子会社は定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

③長期前払費用

均等償却

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。数理計算上の差異及び過去勤務債務につきましては、発生時に費用処理しております。

(7) のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・売掛金、買掛金等
- ③ヘッジ方針 為替リスクの低減のため、対象金銭債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

5. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17百万円減少し、法人税等調整額が17百万円増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

| | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,099百万円 |
| 2. 銀行借入等に対する保証債務 | 160百万円 |

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末の株式数（千株） |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 45,477 | — | — | 45,477 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払等

イ. 平成25年6月27日開催の第94回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 44百万円
- ・ 1株当たり配当額 1円
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月28日

ロ. 平成25年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 44百万円
- ・ 1株当たり配当額 1円
- ・ 基準日 平成25年9月30日
- ・ 効力発生日 平成25年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成26年6月27日開催予定の第95回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| | |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額 | 44百万円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 1円 |
| ・ 基準日 | 平成26年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成26年6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、借入金利については、市場金利に連動したものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計処理基準に関する事項(8) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|------------|----------|------|
| (資産) | | | |
| 現金及び預金 | 6,312百万円 | 6,312百万円 | －百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 6,563 | 6,563 | － |
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 5,743 | 5,743 | － |
| (負債) | | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,531 | 1,531 | － |
| 短期借入金 | 4,344 | 4,344 | － |
| 未払法人税等 | 390 | 390 | － |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 17 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券・その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、岐阜県及びその他の地域において、賃貸用の建物及び土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|---------------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 852百万円 | △4百万円 | 848百万円 | 1,936百万円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 494円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円73銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| (資産の部) | 百万円 | (負債の部) | 百万円 |
| 流動資産 | 13,413 | 流動負債 | 7,352 |
| 現金及び預金 | 2,721 | 買掛金 | 3,724 |
| 受取手形 | 444 | 短期借入金 | 2,947 |
| 売掛金 | 6,898 | 未払金 | 149 |
| 製品及び外注品 | 1,128 | 未払費用 | 111 |
| 仕掛品 | 920 | 未払法人税等 | 193 |
| 原材料及び貯蔵品 | 963 | 前受金 | 12 |
| 繰延税金資産 | 570 | 預り金 | 11 |
| 短期貸付金 | 639 | 賞与引当金 | 178 |
| 未収入金 | 149 | その他 | 24 |
| 立替金 | 178 | 固定負債 | 1,410 |
| その他の他 | 6 | 繰延税金負債 | 217 |
| 貸倒引当金 | △1,208 | 退職給付引当金 | 888 |
| 固定資産 | 12,174 | 役員退職慰労引当金 | 274 |
| 有形固定資産 | 5,405 | 預り保証金 | 29 |
| 建物 | 976 | 負債合計 | 8,762 |
| 構築物 | 187 | (純資産の部) | |
| 窯炉 | 458 | 株主資本 | 15,956 |
| 機械装置 | 415 | 資本金 | 2,398 |
| 車輜運搬具 | 19 | 資本剰余金 | 2,460 |
| 工具器具備品 | 85 | 資本準備金 | 52 |
| 土地 | 3,255 | その他資本剰余金 | 2,407 |
| 建設仮勘定 | 6 | 利益剰余金 | 11,261 |
| 無形固定資産 | 28 | 利益準備金 | 547 |
| ソフトウェア | 20 | その他利益剰余金 | 10,714 |
| その他 | 7 | 配当準備積立金 | 54 |
| 投資その他の資産 | 6,740 | 退職給与積立金 | 60 |
| 投資有価証券 | 5,683 | 固定資産圧縮積立金 | 227 |
| 関係会社株式 | 1,205 | 別途積立金 | 8,800 |
| 関係会社出資金 | 206 | 繰越利益剰余金 | 1,573 |
| 長期貸付金 | 6 | 自己株式 | △162 |
| その他 | 173 | 評価・換算差額等 | 868 |
| 貸倒引当金 | △81 | その他有価証券評価差額金 | 867 |
| 投資損失引当金 | △453 | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| 資産合計 | 25,587 | 純資産合計 | 16,824 |
| | | 負債純資産合計 | 25,587 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----|--------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売上高 | | 15,622 |
| 売上原価 | | 13,004 |
| 売上総利益 | | 2,618 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,242 |
| 営業利益 | | 376 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4 | |
| 受取配当金 | 124 | |
| 為替差益 | 121 | |
| 不動産賃貸料 | 74 | |
| 購入代行手数料 | 28 | |
| その他 | 23 | 377 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 16 | |
| その他 | 5 | 21 |
| 経常利益 | | 731 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産廃棄損 | 61 | |
| 固定資産売却損 | 2 | |
| その他 | 0 | 63 |
| 税引前当期純利益 | | 668 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 299 | |
| 法人税等調整額 | △53 | 245 |
| 当期純利益 | | 423 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|---------------------|-----------|----------|---------|-------|-----------|--------------|---------------|-----------|-------------|-------|-------------|------|------------|
| | 資 本 剰 余 金 | | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | | | | |
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | 利益剰余金 合計 | | |
| 資本準備金 | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 配当準備金 | | 退職給与金 積立金 | 固定資産圧縮 積立金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,398 | 52 | 2,407 | 2,460 | 547 | 54 | 60 | 236 | 8,800 | 1,229 | 10,927 | △162 | 15,623 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | △89 | △89 | | △89 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | | | △9 | | 9 | — | | — |
| 実効税率変更に伴う積立金の増加 | | | | | | | | 0 | | △0 | — | | — |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | | | 423 | 423 | | 423 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | — | △9 | — | 343 | 333 | △0 | 333 |
| 当 期 末 残 高 | 2,398 | 52 | 2,407 | 2,460 | 547 | 54 | 60 | 227 | 8,800 | 1,573 | 11,261 | △162 | 15,956 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------------|---------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 818 | | 816 | 16,440 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △89 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | — |
| 実効税率変更に伴う積立金の増加 | | | | — |
| 当 期 純 利 益 | | | | 423 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 48 | 3 | 51 | 51 |
| 当期変動額合計 | 48 | 3 | 51 | 384 |
| 当 期 末 残 高 | 867 | 1 | 868 | 16,824 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|---|
| (1) 製品、外注品、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |
| (2) 原材料、貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |

4. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 有形固定資産 （リース資産を除く） | 定率法 但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法 取得価額が10万円以上20万円未満の資産は、3年間の均等償却 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | |
| ① 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ② その他の無形固定資産 | 定額法 |
| (3) 長期前払費用 | 均等償却 |

5. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務につきましては、発生時に費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末日の要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実状を勘案し、その必要見込額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、買掛金等

③ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象金銭債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

7. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,514百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,048百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,841百万円 |
| 3. 銀行借入に対する保証債務 | |
| T Y K L t d . | 251百万円 |
| 株式会社トーヨー流通サービス | 24百万円 |
| 医療法人浩養会 | 160百万円 |
| 計 | 436百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

| | |
|------------|----------|
| 売上高 | 2,576百万円 |
| 仕入高 | 6,561百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 77百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(千株) | 当事業年度増加株式数(千株) | 当事業年度減少株式数(千株) | 当事業年度末の株式数(千株) |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 842 | 3 | — | 845 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分3千株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|----------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| (流動資産) | |
| 貸倒引当金 | 426百万円 |
| 棚卸資産評価損 | 29百万円 |
| 賞与引当金 | 62百万円 |
| その他 | 51百万円 |
| 小計 | 570百万円 |
| 繰延税金負債(流動)との相殺 | △0百万円 |
| 計 | 570百万円 |
| (固定資産) | |
| 有形固定資産減価償却超過額 | 66百万円 |
| 減損損失 | 128百万円 |
| 関係会社株式評価減 | 825百万円 |
| 退職給付引当金 | 313百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 97百万円 |
| 投資損失引当金 | 160百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 188百万円 |
| その他 | 54百万円 |
| 小計 | 1,833百万円 |
| 評価性引当額 | △1,264百万円 |
| 繰延税金負債(固定)との相殺 | △568百万円 |
| 計 | －百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 570百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| (流動負債) | |
| 繰延ヘッジ損益 | △0百万円 |
| 繰延税金資産(流動)との相殺 | 0百万円 |
| 計 | －百万円 |
| (固定負債) | |
| その他有価証券評価差額金 | △662百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △124百万円 |
| 小計 | △786百万円 |
| 繰延税金資産(固定)との相殺 | 568百万円 |
| 計 | △217百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △217百万円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は38百万円減少し、法人税等調整額が38百万円増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------|-------------|---------|-------------------|---------------|------------------------|------------|------------|-------|---------|---------------|-----|---------------|
| | | | | | | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | | | | | |
| 主要株主 | JFEスチール株式会社 | 東京都千代田区 | 239,644 | 鉄鋼、エンジニアリング | (被所有) 直接13.2% | なし | 当社製品の販売 | 営業取引 | 当社製品の販売 | 2,314 | 売掛金 | 749 |

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格から勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きで表示し、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------|--------------------|---------|-------------------|---------------|------------------------|------------|------------|-------|---------|---------------|-----|---------------|
| | | | | | | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | | | | | |
| 主要株主が過半を有している | 主権教し会等 大同興業株式会社 | 愛知県名古屋市 | 1,511 | 鉄鋼卸売業 | (被所有) 0.2% | なし | 当社製品の販売 | 営業取引 | 当社製品の販売 | 1,501 | 売掛金 | 781 |

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格から勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きで表示し、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

3. 子会社

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---------------|------------|--------------|-------------------|-----------|-------|-----------------------------|-----------------------------|--|----------------------------|-------------------------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | TYKアメリカINC. | 米国ペンシルバニア州 | 23 百万米ドル | 耐火物関連 | 99.9% | 兼任1名 | 当社が技術援助、当社の製品を輸入、当社へ原材料他の輸出 | 当社が技術援助、当社の製品を輸入、当社へ原材料他の輸出 | 製品の販売 1,358 製品の購入 0 技術指導料 4 利息の受取 1 | 売掛金 — 未収入金 短期貸付金 | 1,812 — 1 298 |
| 子会社 | TYK Ltd. | 英国ダーラム州 | 5 百万英ポンド | 耐火物関連 | 100.0% | 兼任1名 | 当社が技術援助、当社の製品を輸入、当社へ原材料他の輸出 | 当社が技術援助、当社の製品を輸入、当社へ原材料他の輸出 | 製品の販売 75 製品の購入 96 資金の貸付 20 利息の受取 0 | 売掛金 買掛金 短期貸付金 — | 28 9 165 — |
| 子会社 | 明智セラミックス株式会社 | 岐阜県恵那市 | 485 百万円 | 耐火物関連 | 36.0% | 兼任5名 | 当社の製品を製造 | 当社の製品を製造 | 製品の販売 10 製品の購入 3,899 代理購買手数料 18 利息の受取 0 | 売掛金 買掛金 立替金 短期貸付金 | 2 1,741 127 60 |
| 子会社 | 株式会社ユーセラミック | 岐阜県恵那市 | 50 百万円 | 耐火物関連 | 100.0% | 兼任5名 | 当社が技術援助、当社の製品を製造 | 当社が技術援助、当社の製品を製造 | 製品の販売 53 製品の購入 1,213 | 売掛金 買掛金 | 0 474 |
| 子会社 | TYKヨーロッパ GmbH | ドイツデュイスブルグ | 0.1 百万EUR | 耐火物関連 | 100.0% | 兼任1名 | 当社の製品を販売、当社へ買材他の輸出 | 当社の製品を販売、当社へ買材他の輸出 | 製品の販売 943 製品の購入 4 | 売掛金 買掛金 | 249 0 |
| 子会社 | 豊栄興業株式会社 | 岐阜県多治見市 | 60 百万円 | 窯業機械の新設、修繕及び製品の加工 | 100.0% | 兼任4名 | 当社設備の新設、修繕及び製品の加工 | 当社設備の新設、修繕及び製品の加工 | 製品の購入 765 固定資産の購入 10 | 買掛金 未払金 | 406 2 |

(注) 1. 取引金額は消費税抜きで表示し、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 上記各社への当社製品の販売については、市場価格から勘案して決定しております。

(2) 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. TYKアメリカINC. への債権に対し、1,153百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において72百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

376円97銭

2. 1株当たり当期純利益

9円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月16日

東京窯業株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 末次三朗 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 今井清博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京窯業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月16日

東京窯業株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 末次三朗 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 今井清博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京窯業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

東京窯業株式会社 監査役会

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 瀬戸 | 徹 | Ⓜ |
| 監査役 | 中坪 | 修一 | Ⓜ |
| 監査役 | 横田 | 集一 | Ⓜ |

(注) 常勤監査役 瀬戸徹及び監査役 中坪修一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は44,631,320円となります。
- ③ 剰余金の配当が効果を生じる日
平成26年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役小澤正俊氏が辞任され、取締役田辺治良氏と取締役伊藤武氏の2名が任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------|--|-------------|
| 1 | 田 辺 治 良 (昭和27年1月10日生) | 昭和51年4月 日本鋼管(株)(現社名JFEスチール(株))入社 平成10年7月 同社福山製鉄所製鋼部長 平成12年11月 同社鉄鋼技術センター製鋼技術開発部長 平成15年4月 JFEエンジニアリング(株) 製鉄エンジニアリング事業部鉄鋼部長 平成17年7月 当社技術管理部長 平成18年6月 当社取締役技術管理部長 平成25年6月 当社常務取締役技術管理部長 現在に至る | 2,000株 |
| 2 | 伊 藤 武 (昭和33年9月24日生) | 昭和57年4月 (株)富士銀行(現社名(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成10年8月 ブラジル南米銀行(株)取締役 平成13年8月 (株)富士銀行サンパウロ駐在員事務所参事役 平成15年4月 (株)みずほ銀行管理部参事役 平成19年4月 (株)みずほ銀行人事部参事役 平成21年7月 当社管理本部長兼関連事業室長 平成22年6月 当社取締役管理本部長兼関連事業室長 現在に至る | 10,000株 |
| 3 | ※ 野 村 茂 紀 (昭和31年1月15日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成9年7月 当社国際部長 平成16年10月 当社名古屋営業所長 平成17年7月 当社営業部長 平成18年10月 ロータリーノブルインターナショナルS.A. 取締役社長 平成21年11月 当社執行役員営業本部長 現在に至る | 1,000株 |
| 4 | ※ 嶋 尾 正 (昭和25年2月2日生) | 昭和48年4月 大同特殊鋼(株)入社 平成10年6月 同社知多工場管理部長 平成12年6月 同社鋼材事業部販売第一部長 平成16年6月 取締役経営企画部長 平成18年6月 常務取締役 平成21年6月 代表取締役副社長 平成22年6月 代表取締役社長 現在に至る | 0株 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 嶋尾正氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 嶋尾正氏を社外取締役とした理由は、鉄鋼業界における高い見識を有しており、これまでに培ってきた経験・知識等を当社の経営に活かして頂くためであります。
5. 嶋尾正氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役瀬戸徹氏が辞任され、監査役中坪修一氏が任期満了となります。また、監査体制の強化を図るため監査役1名を増員することとし、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------|---|-------------|
| 1 | ※ 武田幹治 (昭和29年7月29日生) | 昭和54年4月 川崎製鉄(株) (現社名JFEスチール(株)) 入社 平成11年7月 同社技術研究所製鉄研究部門長 平成17年4月 同社スチール研究所製鉄・環境プロセス研究部長 平成21年4月 同社スチール研究所首席研究員 現在に至る | 0株 |
| 2 | ※ 新貝元 (昭和32年12月12日生) | 昭和57年4月 大同特殊鋼(株)入社 平成16年4月 同社鋼材事業部星崎工場長 平成20年1月 同社鋼材事業部知多工場長 平成21年6月 同社取締役高合金事業部長 平成22年6月 同社取締役調達本部長 平成24年6月 同社常務取締役機能材料製品本部長 平成26年6月 同社代表取締役副社長 現在に至る | 0株 |
| 3 | ※ 藤原義之 (昭和22年7月7日生) | 昭和46年4月 日本鋼管(株) (現社名JFEスチール(株)) 入社 平成7年7月 同社プラントエンジニアリング本部プロジェクト部長 平成11年4月 同社プラントエンジニアリング本部製鋼圧延部長 平成12年4月 同社常務執行役員プラントエンジニアリング本部長 平成13年3月 スチールプラントエック(株)代表取締役社長 平成25年4月 同社取締役相談役 現在に至る | 0株 |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 武田幹治氏、新貝元氏および藤原義之氏は、社外監査役の候補者であります。

4. 社外監査役の選任理由について

(1) 武田幹治氏は、JFEスチール(株)の研究部門における高度な専門知識と豊富な経験を有しており社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 新貝元氏は、大同特殊鋼(株)での企業集団経営における豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(3) 藤原義之氏は、スチールプラントエック(株)での当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成22年6月25日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された井上嘉久氏の選任の効力は本総会の開始される時までの間とされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------|---|-------------|
| 井上嘉久 (昭和15年7月21日生) | 昭和47年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 昭和49年6月 井上法律事務所開設(横浜弁護士会) 現在に至る | 1,466株 |

- (注) 1. 候補者は当社顧問弁護士であります。
2. 井上嘉久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
井上嘉久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。
3. 井上嘉久氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対して退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任されます取締役小澤正俊氏および監査役瀬戸徹氏ならびに任期満了により退任されます中坪修一氏に対して、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしました。存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|------|-------------------|
| 小澤正俊 | 平成16年6月 当社取締役(現任) |
| 瀬戸徹 | 平成21年6月 当社監査役(現任) |
| 中坪修一 | 平成22年6月 当社監査役(現任) |

第6号議案 当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の第89回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討して参りました。

その結果、平成26年5月14日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）継続を本議案としてお諮りさせていただくものであります。

本プランにつきましては、監査役全員が、いずれも本プランの具体的運用が適切に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ありません。

1. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社グループは、昭和22年東京窯業株式会社創立以来、鉄鋼業界をはじめとする日本の基幹産業に対して耐火物関連事業に重点を置いた製品とサービスを提供し、技術の革新と進歩、そして産業の発展に貢献して参りました。「仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げる」を社として、耐火物製品の製造・販売のほか、関連する窯業機械器具製造、建築、運輸など総合力の発揮に努めております。これまで、鉄鋼をはじめ、あらゆる産業分野にユニークかつ高品質な製品を送り出してきましたが、独創技術による新しい価値創造を通じて社会の発展に貢献していくことを経営理念として参りました。

当社はおお客様のニーズと時代の要請に対してスピーディーかつ的確に応じることによって、当社を取り巻くステークホルダーからの厚い信頼を獲得し、より高い企業価値を創造していると考えております。このように当社の経営には、耐火物の製造・販売を通じて鉄鋼業界を中心とした国内外の取引先及び顧客との間に築かれた長期的取引関係、地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、事業内容等の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の顧客、取引先、従業員及び関連会社等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料です。

同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料になると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであると考えております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、下記4. に記載のとおり、特別委員会に諮問し、勧告を受けます。また必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を慎重に検討し公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、「事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する」というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当

社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、必要に応じて特別委員会と協議の上、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役にに対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会の勧告及び必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると考えます。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社及び当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株式等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付行為における株式等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が当社企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を含む当社企業価値の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、特別委員会及び必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役2名を含む監査役全員の賛同を得た上で決定することといたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、特別委員会及び外部専門家等の助言も参考にして、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

また、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は（別紙1）に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株式等を保有する特定株主グループに属さない事を行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(3) 対抗措置の発動手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続きを経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものいたします。

4. 特別委員会の設置（対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度）

(1) 特別委員会の構成

大規模買付行為への対抗措置の発動は当社取締役会が決定するものですが、その対応の恣意的判断を排除するために、特別委員会規則（その概要については、（別紙2）のとおりとします。）に従い、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置します。この特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、経営者及び学識経験者等）の中から選任します。また、当該特別委員会の決議は、委員の3名以上が出席し、その過半数の賛成でこれを決定するものとします。なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は独立した第三者（弁護士、税理士、公認会計士、財務アドバイザー、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。この特別委員会は大規模買付者が出現した場合、即時に設置し構成委員を開示致します。

(2) 特別委員会の勧告内容の最大限尊重

特別委員会の役割は、当社取締役会が対抗措置を発動するに先立ち、特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否について諮問するというものです。特別委員会は、この諮問を受け、当該諮問に対して、当社取締役会から提供された大規模買付情報、当社取締役会の評価、対案などの情報・資料に基づいて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から評価・検討を行い、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非を判断し、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の可否について勧告を行います。対抗措置を発動するかどうかは当社取締役会の決定によりますが、その決定にあたり、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重し、速やかに決定するものとします。なお、上記の特別委員会による勧告が何らかの理由により、遅延するような場合には、当社取締役会の判断により、取締役会評価期間を最大30日間延長できるものとします。また、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い、速やかに延長の期間及び理由の開示を行います。

さらに、前述の手続きに従って当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動する決定を行った場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または②対抗措置を発動する可否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から、本対応方針を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況

に至った場合には、当社取締役会は、本対応方針に基づく対抗措置の発動を維持することの是非について、特別委員会に対し改めて諮問し、その勧告内容を尊重し対応を決定します。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置を取る場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりです。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

(3) 対抗措置発動の停止等について

取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、新株予約権の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとします。

また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置の停止を行う場合は、法令及び証券取引所規則等に従い、適時・適切に開示します。

なお、取締役会が当該新株予約権の割当の中止又は割当てた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

6. 大規模買付ルールの有効期限

本対応方針は、平成26年5月14日開催の当社取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛同する旨の意見を述べました。

本議案が本定時株主総会で出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同をいただき承認された場合には、本対応方針の有効期限は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時までとします。

また、本対応方針は、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、本対応方針に違反しない範囲、又は法令等及び証券取引所規則等の改定若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判判例などの変更により合理的に必要と認められる範囲で、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則等に従って適時・適切に開示します。

7. 本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本プランの更新にあたっては、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をもふまえております。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述したとおり、当社株主総会において本方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の合理的な意思に依拠したものとなっております。

(4) 特別委員会の設置

上記4．に記載のとおり、当社は本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か及び大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) デットハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデットハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本プランは、取締役の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

注1：特定株主グループとは、当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株式等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（i）特定株主グループが当社の株式等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株式等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株式等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、（ii）特定株主グループが当社の株式等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株式等保有割合をいいます。）の合計とします。各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等を意味します。

以上

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終株主名簿に記載又は記録された株主に対し、当社取締役会が別途定める割合で、新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は原則として1株とする。ただし、当社取締役会は発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができる。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める割当期日における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（当社の有する当社普通株式を除く。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の無償割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とする。
3. 委員は、当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、経営経験者及び学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。
4. 特別委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を理由及び根拠を付して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上に資するか否かの観点から、これを行うものとする。
5. 特別委員会は、必要に応じて、弁護士、税理士、公認会計士、財務アドバイザー、その他の専門家の助言を得るものとする。
6. 特別委員会の決議は、委員の3名以上が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, starting below the first line and continuing down the page.

第95回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪三丁目13番3号 SHINAGAWA GOOS 1F
ガーデンシティ品川 アネモネ



交通 《電車》・JR各線・京浜急行線 品川駅 高輪口より…徒歩3分
高輪口を降り、右手前方にSHINAGAWA GOOSと見える建物の1Fとなります。（フロントは2Fとなります。）
高輪口前横断歩道を渡り、ウィング高輪WESTにそってざくろ坂をお進みになり、右手に渡る横断歩道をお渡り下さい。